

## 品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱

制定	平成22年	6月16日	要綱	84号
改正	平成22年	11月12日	要綱	123号
改正	平成24年	5月17日	要綱	128号
改正	平成25年	5月7日	要綱	98号
改正	平成26年	5月9日	要綱	83号
改正	平成27年	3月27日	要綱	227号
改正	平成28年	7月1日	要綱	232号
改正	平成29年	6月1日	要綱	116号
改正	令和2年	4月1日	要綱	76号
改正	令和4年	3月15日	要綱	67号
改正	令和6年	4月1日	要綱	240号
改正	令和7年	4月1日	要綱	118号
改正	令和8年	4月1日	要綱	121号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が、東京都（以下「都」という。）が実施する「地域における見守り活動支援事業」への補助金制度を活用して、「地域における見守り活動（防犯活動）」に自主的に取り組む区内の地域団体に対して、防犯設備の整備および防犯活動に必要な装備品の購入に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) 「安全・安心まちづくり推進地区」とは、区が防犯対策を効果的に進める必要があるとして選定した地区で、あらかじめ都に報告したものをいう。
- (2) 「地域団体」とは、町会、自治会、PTA、商店街等、一定の区域の住民が構成し、または参加する団体をいう。
- (3) 「商店街等」とは、商店街および商店街の連合会をいう。
- (4) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
  - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
  - ウ 次に掲げる事項に照らし、区が商店街と認めるもの
    - (ア) 当該区域で、中小小売商業またはサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
    - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
    - (ウ) 当該区域内に人または車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (5) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街振興組合法により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法により設立された連合会

ウ アおよびイ以外で、区単位に組織された商店街連合会

(6) 「防犯設備」とは、一定区域における犯罪の抑止または犯罪被害の防止に資するために固定して設置される、防犯カメラ、防犯灯、防犯ベル等の機器をいう。ただし、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産または公有財産の保護、管理等に供されるものは除く。

(7) 「補助事業者」とは、補助事業を実施する地域団体をいう。

(8) 「防犯活動拠点」とは、地域団体が防犯のための見守り活動を実施する際に利用する詰所をいい、単に倉庫として供せられるものは除く。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金は、地域における見守り活動の一環として継続して実施する次の事業に対して、別表に掲げる対象経費を予算の範囲内において補助事業者に対し交付する。

(1) 地域団体が単独で行う防犯設備の整備事業（以下「防犯設備整備事業（単独事業）」という。）

(2) 地域団体が連携して行う防犯設備の整備事業（以下「防犯設備整備事業（連携事業）」という。）

(3) 地域団体が単独で、または連携して行う地域の防犯環境改善に必要な装備品の購入事業（以下「地域防犯環境改善事業」という。）

(4) 地域団体が単独で、または連携して行う地域の防犯環境改善に必要な青色防犯パトロールで使用する車両を購入し、もしくは賃借する事業または防犯活動拠点を整備し、賃借し、もしくは改修する事業（以下「防犯環境改善緊急整備事業」という。）

2 前項各号の事業は、次に掲げる条件のすべてを満たす事業を対象とする。

(1) 安全・安心まちづくり推進地区内で行う事業であること。

(2) 防犯に関する見守り活動を月1回以上実施し、以後5年以上継続することが見込まれる事業であること。ただし、防犯環境改善緊急整備事業にあつては、補助を受けた車両や施設を活用した防犯に関する見守り活動を原則として週1回以上継続して行うこと。

(3) 別途定める「品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱」の対象事業の実施地域外であること。

(4) 商店街のみからなる団体が行う事業ではないこと。

(5) 地域団体に商店街が含まれる場合には、当該商店街の区域以外にも防犯設備が設置されること。

(6) 地域団体内部の合意形成がなされている、または事業開始までにその見込みがある事業であること。

(7) 申請した年度内に完了できる事業であること。

(8) 防犯カメラの設置運用を含む事業について

ア 当該防犯カメラの設置目的、運用方法等に係る基準が定められていること、または運用開始までに定められる見込みがあること。

イ 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

ウ 映像または音声の記録について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できない

- ものとする事など、厳正な管理を行うこと。
- エ 映像または音声の記録の保管期間は、1週間以上とすること。
- オ 外部に記録を提供し、または閲覧させるときは、法令等に基づくときまたは捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。
- カ 設置整備にあたっては、管轄警察署や専門家等に相談し、その意見等に留意すること。
- キ 情報セキュリティの観点から、ID・パスワード等認証機能を備えた機器を選定すること。
- ク 一定以上の画質水準や夜間でも撮影が可能な機能等が確保されるよう配慮することとし、次に掲げる機能を備えた機器を用いるよう努めること。
- (ア) 人物の顔や物体の識別が可能になる程度の一定以上の画質を有すること。(おおむね画像サイズが、水平1280画素以上、垂直720画素以上が望ましい)
- (イ) 夜間や暗所での撮影が可能となるよう、赤外線照明その他の低照度撮影機能を有すること。
- (ウ) 屋外設置に耐えうるよう、防塵・防水性能その他の耐候性を有すること。
- (9) 防犯設備を占有許可が必要な箇所に設置する場合は、当該箇所の占有許可を受けている、または受けられる見込みがあること。
- (10) 防犯環境改善緊急整備事業について
- ア 補助を受けた車両や施設の利用目的、運用方法等に係る基準が定められていること、または運用開始までに定められる見込みがあること。
- イ 青色防犯パトロールを実施する場合は、道路交通法(昭和35年法律第105号)に定める安全運転義務および運転者の遵守事項に関する内容を遵守し、また運転する者に遵守させることとし、防犯活動拠点の整備等にあたっては、建築基準法等の関係法令を遵守すること。
- ウ 青色防犯パトロールで使用する車両を購入する場合は、当該車両は主に青色防犯パトロールの活動に用いることとし、防犯活動拠点を整備等した場合は、当該防犯活動拠点が防犯活動拠点であることが一見して分かるように外装等で明示すること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)および算定基準は、別表のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合には区長が別に定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費は、交付の対象としない

- (1) 防犯設備整備事業(単独事業)、防犯設備整備事業(連携事業)および地域防犯環境改善事業 次に掲げる経費
- ア 修繕、保守および清掃等に係る経費
- イ 消耗品の交換に係る経費
- ウ 電力の受給その他当該防犯設備の機能を維持するために要する経費
- エ 土地の取得、造成、補償および使用に係る経費

- オ 車検、自動車保険料等の車両運行のために一般的に必要な経費
  - カ 当該経費のうち、当該防犯設備の設置場所およびその本来の効果の及ぶ範囲が近接または重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの
  - キ 道路以外の公の施設や私有地における防犯対策のように、専らその設置管理者または所有者の責任において講じるべきもの
- (2) 防犯環境改善緊急整備事業のうち車両購入または賃借に係る事業 次に掲げる経費
- ア 調達に付随して発生する手続きに係る経費および保険料
  - イ 本体および付属品に係る消費税以外の租税
  - ウ 車両の運行に係る経費
  - エ 駐車場代
- (3) 防犯環境改善緊急整備事業のうち防犯活動拠点の整備、賃借および改修に係る事業 次に掲げる経費
- ア 土地の取得、造成、補償および使用に係る経費
  - イ 建物、用地を取得したときの登録にかかる税、不動産取得税および固定資産税
  - ウ 門、塀、および掲示板の設置等の外構工事に係る経費
  - エ 建物を取り壊すのみの経費
  - オ 建物に直接付随しない備品および消耗品の購入
  - カ 敷金、謝礼金、光熱水費、共益費、保険料、更新料および管理委託料
- 3 第1項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入税額控除の全部または一部を納付した場合には、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長は、必要があると認めるときは、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を区に納付させるものとする。
- (事前協議)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事前協議書(第1号様式)を区長に提出し、区と予定事業の内容を協議するものとする。なお、地域団体が連携して行う事業にあつては、連携する団体の中から主たる団体をあらかじめ定めておくものとする。
- 2 補助事業者は、前項の事前協議書に添付して、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。
- (1) 団体の活動内容が分かる書類(連携事業の場合は、連携する団体すべての書類)
  - (2) 事業経費見積書(事業経費が100万円を超える場合は2社以上)
  - (3) 連携事業の場合は、連携する団体すべての団体名、代表者名、住所が記載された名簿
  - (4) その他区長が必要と認めた書類
- (補助金の交付申請)
- 第6条 補助事業者は、前条に規定する事前協議を行った後、補助金の交付を受けようとするときは、事前協議書を提出した団体の代表者名で、区長が定める期日までに、補助金交付申請書(第2号様式)に次の書類を添付して区長に提

出しなければならない。

- (1) 申請団体の定款または規約
- (2) 申請団体の総会資料（収支決算書・予算書、事業計画書等）
- (3) 防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体の役員名簿
- (4) 当該事業の実施を決定した議事録  
（防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体ごと）
- (5) 実施する事業に関する仕様書・見積書等
- (6) 道路占用許可書および道路使用許可書（防犯設備整備事業の場合）
- (7) 設置予定場所の地図（防犯設備整備事業の場合）
- (8) その他区長が必要と認めた書類

2 前項の交付申請書の添付資料のうち、前項第6号に規定する書類について申請時まで用意することができない場合は、当該事業における工事着手前までに取得し、取得後速やかに提出すること。

3 補助事業者は、第18条第2項の規定により補助金の受領の権限を補助事業に係る工事等を請け負った業者（以下「業者」という。）に委任しようとする場合にあつては、当該業者に対し、区が指定する必要事項を補助事業に係る契約を締結する前までに説明しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付に付すべき条件）

第8条 区長は、補助金の交付決定に関して、次の条件を付することができる。

- (1) 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (2) 取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図ること。
- (3) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、区長にその旨およびその後の対策について報告すること。
- (4) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、もしくは譲り渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとする場合は、区長の承認を得ること。
- (5) 区長の承認を得て取得財産等を処分する場合であつて、処分により収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (6) 補助事業の完了後、区長から請求があつたときは、事業内容等について報告すること。ただし、報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。
- (7) 防犯に関する見守り活動を月1回以上実施し、以後5年以上継続すること。

(事前着手)

第9条 補助金の交付決定前に事業に着手したものは、原則として補助対象としない。ただし、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手しなければならないときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項ただし書に該当する場合には、あらかじめ事前着手承認申請書(第4号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(取得財産等の処分)

第10条 取得財産等のうち、取得価格が50万円以上のものについて、第8条第4号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、区長が別に定める期日までにあらかじめ取得財産処分承認申請書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第7条の交付決定の内容または第8条の条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。また、交付決定前に申請を取り下げようとするときも同様とする。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付を申請した年度内に完了することができずと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(第6号様式)を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合または中止しようとする場合には、予め変更等承認申請書(第7号様式)を区長に提出し、区長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第8号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 契約書の写し(内訳書も含む)
- (2) 納品書の写し
- (3) 補助対象経費の請求書および領収書の写し
- (4) 口座振込控えの写し
- (5) 設置完了場所の地図(防犯設備整備事業の場合)
- (6) 事業内容のわかる写真
- (7) 運用規程(防犯カメラ設置運用の場合)
- (8) その他区長が必要と認めた書類

3 防犯環境改善緊急整備事業のうち防犯活動拠点の整備、賃借および改修に係る事業を実施する場合は、前項各号に掲げる書類のほか、建物の確認済証、検査済証等を添付しなければならない。

(完了検査)

第15条 区長は、補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を行

うことができる。この場合において、補助事業者は、これに協力しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 区長は第14条の規定による実績報告および前条の規定による完了検査の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書(第9号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による交付すべき補助金の確定額は、補助事業に要した経費により算出した金額または第4条の規定に基づく補助金交付決定額のいずれか低い額とする。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の確定通知を受けたときは、速やかに補助金請求書(第10号様式)を区長へ提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を補助事業者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、補助事業者からの委任に基づき、補助金として当該補助事業者へ支払われるべき額の限度において、当該補助事業者へ代わり、業者に支払うことができる。

3 前項に規定する委任を行う場合は、補助事業者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 委任状

(2) 補助対象経費のうち、補助事業者負担分の支払を証明する書類

(交付決定の取消し)

第19条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(3) 補助対象経費により取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。

(4) 交付決定を受けた後、事業が年度内に完了することができないと見込まれるとき、または、その遂行が困難となったとき。

(補助金の返還)

第20条 区長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助事業者へ補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第16条の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度

の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年 6月16日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年11月12日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年 5月17日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年 5月 7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年 5月 9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年 7月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年 6月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から適用する。

別表（第4条関係）  
補助対象経費

○防犯設備整備事業

補助対象経費	基準額	補助率	補助限度額
<p>防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備または部品の整備（購入、賃借※、取付等）に係る経費。</p> <p>また、補助対象経費により整備した上記の設備については、事業の完了した日の属する会計年度終了後、7年を経過し、かつ次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合は、更新（購入、賃借、取付等）に係る経費を対象とする。</p> <p>ただし、経過年数については、やむを得ない事情により更新の必要性があると区長が認める場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 整備後の防犯活動が継続的に行われていること。  (2) モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。  (3) 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。  (4) 通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。</p> <p>※賃借の場合は設置初年度分の賃借に係る経費</p>	<p>【単独事業】 1地域あたり 600万円</p> <p>【連携事業】 1地域あたり 900万円</p>	<p>23/24 ※ただし、 1,000 円未満の端 数が生じた 場合には、 これを切り 捨てるもの とする。</p>	<p>【単独事業】 1地域あたり 575万円</p> <p>【連携事業】 1地域あたり 862万500 0円</p> <p>※防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ1台あたりの整備費用に関して、60万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（ダミーカメラを含む）の整備費用は計算対象外とする。また、ソーラー式防犯設備の整備を含む事業についてはこの限度額を設けないこととする。</p> <p>※特段の事情がある場合は、区長が別に額を定めることができるものとする。</p>

○地域防犯環境改善事業

補助対象経費	基準額	補助率	補助限度額
<p>・地域団体が行う防犯のための見守り活動に必要となる装備品（ベスト・腕章・停止灯等の装備品。）の購入等に係る経費</p> <p>・地域団体が青色防犯パトロールで使用するための青色回転灯の購入（青色回転灯を装着した自動車に設置する拡声器、無線通信機器等同パトロールの効果を高めると認められる機器の購入、取付および同パトロールのための自動車への塗装等に係る経費を含む。）に係る経費</p> <p>・落書き消去活動をはじめとした防犯環境改善に必要となる資器材等の購入に係る経費</p> <p>※ 青色回転灯の購入および取付ならびにそれに付随する経費について補助の対象となるのは、警察から「青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体である旨の証明書」を交付された、または交付される予定の団体とする。</p>	<p>1地域あたり40万円</p>	<p>5/6</p> <p>※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>1地域あたり33万3000円</p> <p>※特段の事情がある場合は、区長が別に額を定めることができるものとする。</p>

○ 防犯環境改善緊急整備事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>(1) 青色防犯パトロールで使用するための車両の購入または賃借（当該車両の購入と同時に、青色回転灯を装着した自動車に設置する拡声器、無線通信機器等の同パトロールの効果を高めると認められる機器の購入、賃借、取付および同パトロールのための自動車への塗装等を実施する場合は、その経費を含む。）に係る経費。</p> <p>なお、補助の対象となるのは、管轄警察署から「青色回転灯を装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体である旨の証明書」を交付された、または交付される予定の団体とする。</p> <p>(2) 防犯活動拠点の整備、賃借および改修に係る経費（当該防犯活動拠点建築費、購入費、設計料、消費税、各種申請手数料、建物の賃借料および防犯活動拠点として最低限必要な設備を整える費用（空調設備（エアコン、クーラー等）、給湯器の設置工事に係る経費、施設の使用に欠くことのできない敷地内の上下水道・ガスの配管工事に係る経費、経年劣化による畳の取替えまたは表替えに係る経費、ふすま・障子の破損に伴う取替えまたは張替えに係る経費およびフローリング床等への改修に係る経費等）を含む）。</p> <p>※ 賃借の場合は、新たに車両や建物の使用を開始する初年度分の賃借に係る経費を対象とする。</p>	<p>5 / 6</p> <p>※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(1) 1地域あたり 250万円</p> <p>(2) 1地域あたり 500万円</p> <p>※特段の事情がある場合は、区長が別に額を定めることができるものとする。</p>

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金事前協議書

品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第5条の規定により、  
年度の地域見守り活動について別紙のとおり補助を受けたく事前協議いたします。

第1号様式 別紙

安全・安心まちづくり推進地区名： \_\_\_\_\_

(1)申請者となる団体名				
(2)申請者となる団体の代表者または防犯担当者名				
(3)防犯活動（月1回以上の活動が必要）  ・防犯活動の内容： ・防犯活動の頻度： ・防犯活動の開始時期：            年    月    日				
(4)事業の内容  ・事業計画（以下の表に必要事項を記入）				
事業区分	事業内容	数量	単価	総事業費
防犯設備整備事業 (単独事業)		新規    台 更新    台	円	円
防犯設備整備事業 (連携事業)		新規    台 更新    台	円	円
地域防犯環境改善 事業			円	円
(5)連携する団体名および代表者 （防犯設備整備事業（連携事業）の際に記入、別紙でも可）				
	団体名	代表者名	住所	
1				
2				
3				

添付書類

- (1)団体の活動内容が分かる書類（連携事業の場合は連携する団体すべての書類）
- (2)事業経費見積書（事業経費が100万円を超える場合は2社以上）
- (3)連携事業の場合は連携する団体すべての団体名、代表者名、住所が記載された名簿
- (4)その他区長が必要と認めた書類

# 記入見本

第1号様式（第5条関係）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

品川区長 あて

団体名 〇〇町会  
代表者名 会長 品川 太郎  
住所 品川区広町 9-9-9

## 令和〇〇年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金事前協議書

品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第5条の規定により、  
令和〇〇年度の地域見守り活動について別紙のとおり補助を受けたく事前協議  
いたします。

# 記入見本

第1号様式 別紙

安全・安心まちづくり推進地区名： (記入不要)

(1)申請者となる団体名 <p style="text-align: center;">〇〇町会</p>				
(2)申請者となる団体の代表者または防犯担当者名 <p style="text-align: center;">〇〇町会 会長 品川太郎</p>				
(3)防犯活動 (月1回以上の活動が必要)  ・防犯活動の内容： 防犯パトロール ・防犯活動の頻度： 月1回 ・防犯活動の開始時期：平成〇〇年〇〇月〇〇日				
(4)事業の内容  ・事業計画 (以下の表に必要事項を記入)				
事業区分	事業内容	数量	単価	総事業費
防犯設備整備事業 (単独事業)	防犯カメラ	新規 ○台 更新 ○台	〇〇〇円	〇〇〇〇円
防犯設備整備事業 (連携事業)		新規 台 更新 台	円	円
地域防犯環境改善 事業	防犯のための見守り活動に必要なベスト	〇〇着	〇〇〇円	〇〇〇〇円
(5)連携する団体名および代表者 (防犯設備整備事業 (連携事業)の際に記入、別紙でも可)				
	団体名	代表者名	住所	
1				
2				
3				

## 添付書類

- (1)団体の活動内容が分かる書類 (連携事業の場合は連携する団体すべての書類)
- (2)事業経費見積書 (事業経費が100万円を超える場合は2社以上)
- (3)連携事業の場合は連携する団体すべての団体名、代表者名、住所が記載された名簿
- (4)その他区長が必要と認めた書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

年度品川区地域見守り活動に対する補助金交付申請書

品川区地域見守り活動について、下記のとおり事業を行いたく補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業名（事業区分） \_\_\_\_\_
- 2 補助事業に要する経費および補助金交付申請額
  - (1) 補助対象事業費総額 金 \_\_\_\_\_ 円
  - (2) 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 事業の内容  
別紙のとおり
- 4 添付書類
  - (1) 申請団体の定款または規約
  - (2) 申請団体の総会資料（最新のもの）  
（収支決算書・予算書、活動報告書・計画書等）
  - (3) 防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体の役員名簿
  - (4) 当該事業の実施を決定した議事録  
（防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体ごと）
  - (5) 実施する事業に関する仕様書等
  - (6) 道路占用許可書および道路使用許可書（防犯設備整備事業の場合）
  - (7) 設置予定場所の地図（防犯設備整備事業の場合）
  - (8) その他区長が必要と認めた書類

第2号様式 別紙1

(1)補助事業名(事業区分)																							
(2)安全・安心まちづくり推進地区名																							
(3)事業主体(地域団体名)																							
(4)事業の目的・必要性																							
(5)事業の概要(設置する防犯設備、場所、台数等)																							
(6)期待される効果																							
(7)事業の実施スケジュール																							
(8)事業に要する経費																							
総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分																				
			都補助金	区補助金	自己負担額																		
円	円	円	円	円	円																		
<自己負担額内訳> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="text-align:center">区 分</th> <th style="text-align:center">金 額</th> <th style="text-align:center">左 の 説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center">積立金</td> <td style="text-align:center">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">負担金</td> <td style="text-align:center">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">借入金</td> <td style="text-align:center">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">その他</td> <td style="text-align:center">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">計</td> <td style="text-align:center">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区 分	金 額	左 の 説 明	積立金	円		負担金	円		借入金	円		その他	円		計	円	
区 分	金 額	左 の 説 明																					
積立金	円																						
負担金	円																						
借入金	円																						
その他	円																						
計	円																						
(9)既に設置されている防犯設備(場所および個数)																							
(10)管轄警察署や専門家等への相談状況(管轄警察署への相談が必要)																							

# 記入見本

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 **〇〇町会**  
代表者名 **会長 品川太郎**  
住所 **品川区広町 9-9-9**

## 令和〇年度品川区地域見守り活動に対する補助金交付申請書

品川区地域見守り活動について、下記のとおり事業を行いたく補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業名（事業区分） 防犯設備整備事業（〇〇事業）

2 補助事業に要する経費および補助金交付申請額

(1) 補助対象事業費総額 金 記入不要 円

(2) 補助金交付申請額 金 記入不要 円

3 事業の内容  
別紙のとおり

町会単独の場合は「単独事業」、  
複数町会や商店街と連携している場合は  
「連携事業」とご記入ください。

4 添付書類

- (1) 申請団体の定款または規約
- (2) 申請団体の総会資料（最新のもの）  
（収支決算書・予算書、活動報告書・計画書等）
- (3) 防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体の役員名簿
- (4) 当該事業の実施を決定した議事録  
（防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体ごと）
- (5) 実施する事業に関する仕様書等
- (6) 道路占用許可書および道路使用許可書（防犯設備整備事業の場合）
- (7) 設置予定場所の地図（防犯設備整備事業の場合）
- (8) その他区長が必要と認めた書類

# 記入見本

## 第2号様式 別紙1

(1) 補助事業名(事業区分)	防犯設備整備事業 (〇〇事業)																									
(2) 安全・安心まちづくり推進地区名	記入不要																									
(3) 事業主体 (地域団体名)	〇〇町会																									
(4) 事業の目的・必要性	<p>町会内には、規模は大きくはないが夕方には買い物客でにぎわう商店街があり、人通りも多いが侵入盗が複数回発生しているほか、駅前広場では深夜に通行人が暴力を振るわれる事件が発生しており、地域住民の体感治安が低下している。〇〇駅前および〇〇町会地域における地域見守り活動を実施し、地域の防犯力を向上させる。</p>																									
(5) 事業の概要 (設置する防犯設備、場所、台数等)	<p>〇〇町会内に防犯カメラ〇〇台を設置する。</p>																									
(6) 期待される効果	<p>町会内に防犯カメラを設置し、来街者に防犯カメラが作動中であることをアピールすることにより、犯罪発生を抑止する効果が期待される。</p>																									
(7) 事業の実施スケジュール	<p>補助金交付決定後直ちに着手し、〇年〇月末頃の完了を予定</p>																									
(8) 事業に要する経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総事業費</th> <th rowspan="2">補助対象外 経費</th> <th rowspan="2">補助対象 経費</th> <th colspan="3">総事業費に係る負担区分</th> </tr> <tr> <th>都補助金</th> <th>区補助金</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">記入不要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>					総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分			都補助金	区補助金	自己負担額	記入不要						円	円	円	円	円	円
総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分																							
			都補助金	区補助金	自己負担額																					
記入不要																										
円	円	円	円	円	円																					
<p>&lt;自己負担額内訳&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>左 の 説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇〇〇 円</td> <td>町会の予備費を充当する。</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">〇〇〇〇〇〇 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区 分	金 額	左 の 説 明	積立金	円		負担金	円		借入金	円		その他	〇〇〇〇〇〇 円	町会の予備費を充当する。	計	〇〇〇〇〇〇 円				
区 分	金 額	左 の 説 明																								
積立金	円																									
負担金	円																									
借入金	円																									
その他	〇〇〇〇〇〇 円	町会の予備費を充当する。																								
計	〇〇〇〇〇〇 円																									
(9) 既に設置されている防犯設備 (場所および個数)	<p>〇台、添付地図のとおり (以前に、本助成制度を利用して防犯カメラを設置している場合は場所および個数を記載願います)</p>																									
(10) 管轄警察署や専門家等への相談状況 (管轄警察署への相談が必要)	<p>〇月〇日 〇〇警察署 防犯係に相談済み</p>																									

# 記入見本（地域防犯環境改善事業）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名 ○○町会  
代表者名 会長 品川太郎  
住所 品川区広町 9-9-9

## 令和○年度品川区地域見守り活動に対する補助金交付申請書

品川区地域見守り活動について、下記のとおり事業を行いたく補助金の交付を申請します。

### 記

- 補助事業名（事業区分） 地域防犯環境改善事業
- 補助事業に要する経費および補助金交付申請額
  - 補助対象事業費総額 金 記入不要 円
  - 補助金交付申請額 金 記入不要 円
- 事業の内容  
別紙のとおり
- 添付書類
  - 申請団体の定款または規約
  - 申請団体の総会資料（最新のもの）  
（収支決算書・予算書、活動報告書・計画書等）
  - 防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体の役員名簿
  - 当該事業の実施を決定した議事録  
（防犯設備整備事業（連携事業）の場合は連携する団体ごと）
  - 実施する事業に関する仕様書等
  - 道路占用許可書および道路使用許可書（防犯設備整備事業の場合）
  - 設置予定場所の地図（防犯設備整備事業の場合）
  - その他区長が必要と認めた書類

# 記入見本

第2号様式 別紙1

(1) 補助事業名(事業区分)	地域防犯環境改善事業																						
(2) 安全・安心まちづくり推進地区名	記入不要																						
(3) 事業主体(地域団体名)	〇〇町会																						
(4) 事業の目的・必要性 町会内には、規模は大きくはないが夕方には買い物客でにぎわう商店街があり、人通りも多いが侵入盗が複数回発生しているほか、駅前広場では深夜に通行人が暴力を振るわれる事件が発生しており、地域住民の体感治安が低下している。〇〇駅前および〇〇町会地域における地域見守り活動(防犯パトロール)を実施し、地域の防犯力を向上させる。																							
(5) 事業の概要(設置する防犯設備、場所、台数等)  〇〇町会内の防犯パトロールで使用するベスト〇〇着を購入する。																							
(6) 期待される効果 町会内でパトロールを実施し、来街者に定期的にパトロールしていることをアピールすることにより、犯罪発生を抑止する効果が期待される。																							
(7) 事業の実施スケジュール 補助金交付決定後直ちに着手し、〇年〇月末頃の納品を予定																							
(8) 事業に要する経費																							
総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分																				
			都補助金	区補助金	自己負担額																		
記入不要																							
<p>&lt;自己負担額内訳&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>左 の 説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積立金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>〇〇〇〇〇〇 円</td> <td>町会の予備費を充当する。</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>〇〇〇〇〇〇 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区 分	金 額	左 の 説 明	積立金	円		負担金	円		借入金	円		その他	〇〇〇〇〇〇 円	町会の予備費を充当する。	計	〇〇〇〇〇〇 円	
区 分	金 額	左 の 説 明																					
積立金	円																						
負担金	円																						
借入金	円																						
その他	〇〇〇〇〇〇 円	町会の予備費を充当する。																					
計	〇〇〇〇〇〇 円																						
(9) 既に設置されている防犯設備(場所および個数)																							
(10) 管轄警察署や専門家等への相談状況(管轄警察署への相談が必要)																							

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の事業について、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の内訳 下記のとおり

補助事業名（事業区分）	補助対象経費	補助金額
	円	円
	円	円
合 計	円	円

3 補助条件  
別紙のとおり

### 第3号様式 別紙

#### 補助条件

- (1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときはこの通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- (3) 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業遅延等報告書（第6号様式）を区長に提出し、その指示を受けること。
- (4) 事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするときまたは中止しようとするときには、あらかじめ品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業変更等承認申請書（第7号様式）を区長に提出すること。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業実績報告書（第8号様式）を区長に提出すること。
- (6) 区長から補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- (7) 以下のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
  - ・ 交付決定内容または付した条件に違反したとき。
  - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- (9) 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (10) 取得財産等を破損するなど、地域の見守りの用に供することができなくなった場合には、区長に対しその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- (11) 取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (12) 取得財産等を他の用途に使用する場合のほか、他の者に貸し付け、譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、事前に区長の承認を得ること。
- (13) 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (14) 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- (15) 防犯に関する見守り活動を月1回以上実施し、以後5年以上継続すること。
- (16) その他特に区長が定める条件  
( )

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

年度品川区地域見守り活動事業に係る事前着手承認申請書

品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る事業を交付決定前に実施したいので、同補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり承認申請します。

記

- 1 補助事業名（事業区分）
- 2 事業着手（予定）日 年 月 日
- 3 事前着手する必要がある理由

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金取得財産処分承認申請書

品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る所得財産処分について、同補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 処分子定の取得財産等にかかる補助事業の名称
- 2 処分子定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分子定の取得財産等の取得価格および時価
- 4 処分子定の取得財産等の設置場所
- 5 処分子定方法
- 6 処分子定理由

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付 により補助金交付決定通知のあった標記の事業について、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 事業遅延等の内容および原因
- 4 事業遅延等に対する措置
- 5 事業完了の予定

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業  
変更等承認申請書

年 月 日付 により補助金交付決定通知のあった標  
記の事業の内容を、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱第13  
条の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額  
金 千円
- 3 変更（\*中止）の内容
- 4 変更（\*中止）の理由



第8号様式 別紙

(1) 補助事業名(事業区分)					
(2) 安全・安心まちづくり推進地区名					
(3) 事業主体 (地域団体名)					
(4) 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで					
(5) 事業の具体的な内容 (整備した防犯設備の概要など)					
(6) 事業実施後の効果					
(7) 事業に要する経費内訳					
総事業費	補助対象外 経費	補助対象 経費	総事業費に係る負担区分		
			都補助金	区補助金	自己負担額
円	円	円	円	円	円
(8) 連携する団体名および代表者 (防犯設備整備事業 (連携事業) の際に記入、別紙でも可)					
	団体名	代表者名	住所		
1					
2					
3					
(9) 防犯活動の実施状況 (月1回以上の活動が必要)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯活動の内容 :</li> <li>・ 防犯活動の頻度 :</li> </ul>					

第9号様式（第16条関係）

第 号  
年 月 日

様

品川区長

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金について下記のとおり確定する。

記

1 補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の内訳 下記のとおり

補助事業名	補助対象経費	補助金額
	円	円
	円	円
合 計	円	円

3 補助条件  
別紙のとおり

## 第9号様式 別紙

### 補助条件

- (1) 補助金を補助事業以外の事業に使用しないこと。
- (2) 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときはこの通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- (3) 補助事業が当該年度内に完了することができないと認められるとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業遅延等報告書（第6号様式）を区長に提出し、その指示を受けること。
- (4) 事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとするときまたは中止しようとするときには、あらかじめ品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業変更等承認申請書（第7号様式）を区長に提出すること。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに品川区地域見守り活動事業に対する補助金に係る補助事業実績報告書（第8号様式）を区長に提出すること。
- (6) 区長から補助事業の完了状況および経理等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- (7) 以下のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
  - ・ 交付決定内容または付した条件に違反したとき。
  - ・ 法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (8) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- (9) 補助対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については台帳を備え、その管理状況を明らかにすること。
- (10) 取得財産等を破損するなど、地域の見守りの用に供することができなくなった場合には、区長に対しその旨およびその後の対策について報告しなければならないこと。
- (11) 取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図ること。
- (12) 取得財産等を他の用途に使用する場合のほか、他の者に貸し付け、譲り渡し、または債務の担保に供しようとする場合は、事前に区長の承認を得ること。
- (13) 取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を区に納付すること。
- (14) 補助事業の完了後、補助事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- (15) 防犯に関する見守り活動を月1回以上実施し、以後5年以上継続すること。
- (16) その他特に区長が定める条件  
( )

第10号様式（第17条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名  
代表者名  
住所

年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金請求書

年 月 日付 により確定した 年度品川区地域見守り活動事業に対する補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名 \_\_\_\_\_
- 2 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円